

○盛岡・紫波地区環境施設組合議会公印規程

令和 2 年10月28日議会訓令第 1 号

盛岡・紫波地区環境施設組合議会公印規程（昭和48年紫波郡環境施設組合議会訓令第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、盛岡・紫波地区環境施設組合議会における公印の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類等）

第 2 条 公印の種類、印材、書体及び寸法は、別表のとおりとする。

（公印の管理等）

第 3 条 公印の管理等については、盛岡・紫波地区環境施設組合公印規程（令和 2 年盛岡・紫波地区環境施設組合訓令第 4 号）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和 2 年10月28日から施行する。

別表（第 2 条関係）

公印の種類	印材	書体	寸法
盛岡・紫波地区環境施設組合議会之印	つげ	れい書	方21ミリメートル
盛岡・紫波地区環境施設組合議会議長之印	つげ	れい書	方21ミリメートル